

東郷町準用河川占用料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
○東郷町準用河川占用料条例 平成12年3月23日条例第4号 (流水占用料等の徴収)				○東郷町準用河川占用料条例 平成12年3月23日条例第4号 (流水占用料等の徴収)			
第3条 法第23条から第25条までの許可を受けた者（以下「占用等の許可を受けた者」という。）からは、年度ごとに、別表の定めるところにより算出した額（その額が100円に満たないときは100円）の流水占用料、土地占用料又は河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収する。				第3条 法第23条から第25条までの許可を受けた者（以下「占用等の許可を受けた者」という。）からは、年度ごとに、別表の定めるところにより算出した額（その額が100円に満たないときは100円）の流水占用料、土地占用料又は河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）を徴収する。			
2以下 (略)				2以下 (略)			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
	<u>占用等の種類</u>	<u>単位</u>	<u>占用料</u> (単位 円)		<u>占用等の種類</u>	<u>単位</u>	<u>占用料</u> (単位 円)
流水の占用	鉱業用の用に供する場	毎秒1立方メー	3,566,000	流水の占用	鉱業用の用に供する場	毎秒1立方メー	3,566,000
	合	トル1年につき			合	トル1年につき	
	その他の場合	毎秒1立方メー	118,000		その他の場合	毎秒1立方メー	118,000
		トル1年につき				トル1年につき	
柱類及び塔類を設置して占用する場合	第1種電柱	1本1年につき	1,100	柱類及び塔類を設置して占用する場合	第1種電柱	1本1年につき	930
	第2種電柱	1本1年につき	1,600		第2種電柱	1本1年につき	1,400
	第3種電柱	1本1年につき	2,200		第3種電柱	1本1年につき	1,900
	第1種電話柱	1本1年につき	940		第1種電話柱	1本1年につき	830
	第2種電話柱	1本1年につき	1,500		第2種電話柱	1本1年につき	1,300
	第3種電話柱	1本1年につき	2,100		第3種電話柱	1本1年につき	1,800
	その他の柱類	1本1年につき	94		その他の柱類	1本1年につき	83
	塔類	占用面積1平方	185		塔類	占用面積1平方	175
		メートル1年につき					
水管、下水道	外径が0.07メートル未	長さ1メートル	40	水管、下水道	外径が0.07メートル未	長さ1メートル	35

管、ガス管	そのもの	1年につき	
その他これらに類する施設	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル	57
	の	1年につき	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル	85
	の	1年につき	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル	110
	の	1年につき	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル	170
	の	1年につき	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル	230
	の	1年につき	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル	400
	の	1年につき	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル	570
	の	1年につき	
	外径が1メートル以上	長さ1メートル	1,100
	のもの	1年につき	
その他の土地の占有		占有面積1平方メートル1年につき	85
河川産出物採取料	土砂	1立方メートルにつき	200

備考 (略)

管、ガス管	そのもの	1年につき	
その他これらに類する施設	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル	50
	の	1年につき	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル	74
	の	1年につき	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル	99
	の	1年につき	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル	150
	の	1年につき	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル	200
	の	1年につき	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル	350
	の	1年につき	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル	500
	の	1年につき	
	外径が1メートル以上	長さ1メートル	990
	のもの	1年につき	
その他の土地の占有		占有面積1平方メートル1年につき	85
河川産出物採取料	土砂	1立方メートルにつき	200

備考 (略)